大阪柔整保険部だより

OSAKA JUDO THERAPIST ASSOCIATION OSAKA JUDO THERAPIST COOPERATIVE





ダイジェスト版

*後期高齢者医療被保険者証の一斉更新(定期判定)について(お知らせ)

標記について、大阪府後期高齢者医療広域連合より平成21年の定期判定による被保険者証の一斉更新が行われます。被保険者証の有効期限は、平成21年8月1日より平成22年7月31日までとなり今回の定期判定により負担割合が変更となる被保険者もおられますので、各施術所での被保険者証の確認を十分行うようお願い致します。

1. 発送日

市区町村を通じて平成21年6月29日(月)から順次郵送します。

2. 被保険者証の表示及び形状

〈交付年月日等の表示例〉

今回の一斉更新(定期判定)により、8月から3割になる場合

有 効 年 月 日 平成22年7月31日

資格取得年月日 資格を取得した日(平成20年4月1日、障害認定日等)

発 効 期 日 平成20年4月1日等

交付年月日 平成21年7月1日

一部負担割金 3割(平成21年 7月31日まで1割)

の割合

- ※ ただし、6月15日以降に被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、 交付年月日は上記と異なります。
- ※ 8月以降の負担割合に変更が無い場合は、()書きの記載はございません。

〈形状の変更点〉

従来の「浅黄色」 から「桃色」に変更します。

3. 被保険者証の使用開始日

平成21年7月1日以降、被保険者のお手元に届いたときからご使用できます。

ただし、6月15日以降に被保険者証の記載内容に変更が生じた場合は、有効期限を平成22年7月31日とした、変更後の被保険者証(桃色)を6月15日以降送付します。

なお、平成21年度住民税の課税所得により一部負担金の割合が8月から変更になっている場合 がありますのでご確認をお願いします。

被保険者証が3割になる場合の見本



*診療報酬 75 歳以上「別建て」廃止へ厚労省、2年で方針転換

医療費の膨張を抑えるため、2008年度に導入した後期高齢者医療制度の枠組みの一部がわずか 2年で修正を迫られることになった。厚生労働省は75歳以上に限定して医療保険から病院などに 支払う特別な診療報酬を10年度にも廃止する検討に入った。診察回数などに関係なく毎月一定額 に抑える仕組みが柱だったが、医療機関の利用が増えなかった。廃止しても患者本人の負担は大きく変わらない。一方で、医療費の抑制策の練り直しが必要になりそうだ。

10年4月の診療報酬改定を念頭に、中央社会保険医療協議会(中医協、厚労相の諮問機関)で夏にも廃止に向けた議論に着手する。